

事務連絡
令和2年11月16日

各都道府県旅行業担当 各位

観光庁参事官（旅行振興）

団体ツアー実施における感染防止対策の徹底について

平素より、Go To トラベル事業の円滑な実施にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

観光庁では、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくため、観光関連事業者と旅行者の双方において、互いに着実に感染拡大防止策を講じながら、Go To トラベル事業を実施しております。

今月9日の新型コロナウイルス感染症対策分科会「緊急提言」では、「感染リスクが高まる「5つの場面」」として、「大人数、例えば5人以上の飲食では、感染リスクが高まる」ことが示されたことを踏まえ、下記のとおり貴県登録旅行業者への周知方よろしくお願いいたします。

記

- ① Go To トラベル事業を利用する団体ツアーにおいては、バス内での食事は禁止すること。

ツアーを主催する旅行業者に対し、バス乗車中の食事は禁止であることを周知徹底するとともに、ツアー参加者にも周知していただくこと。

【対応時期】速やかに対応

- ② Go To トラベル事業を利用する団体ツアーにおいては、飲食は各都道府県におけるGo To イート事業の条件¹を満たすものに限ること。

ツアーを主催する旅行業者に対し、飲食の場においては、例えば、個室、パーティション、テーブルを分ける、アクリル板で区切る等により、物理的に4人以下の単位に分ける措置をとることなどを周知徹底するとともに、旅行事業者によりツアー参加者にも周知していただくこと。

【対応時期】都道府県において対応が固まり次第、11/21（土）以降速やかに対応

¹ ・食事券・ポイントの利用は、原則として「4人（子供を除く）以下の単位」での飲食とする。
・具体的な対応について、各地域における感染状況等を踏まえ、都道府県知事に早急な検討を要請する。